



# 住民サービスの向上と、施設管理の効率化を図る

# 9月1日 から 指定管理者制度 が始まりました



指定管理者制度に移行した「南丹市国際交流会館」(園部町)

南丹市では、住民サービスの向上や施設運営の効率化を図るため、市の公の施設・五十一施設について、「指定管理者制度」を九月一日から導入しています。

「指定管理者制度」とは、平成十五年の地方自治法の改正によって導入された制度です。

運動施設や福祉施設、教育施設、文化施設など、市民の皆さんに直接利用していただく公の施設の管理業務の受託については、これまでは市の出資法人(財団法人・第三セ



指定管理者制度に移行した「スプリングスひよし」(日吉町)

クターなど)や公共的団体(社会福祉協議会・商工会・観光協会・自治会など)に限られていましたが、この制度により、多様な住民ニーズに対して更に効果的、効率的に対応するため、幅広い団体に管理が委任できることになりました。

この場合、施設の管理運営を任せる事業者などのことを「指定管理者」とし、議会の議決を経て市が指定します。

南丹市では、地域住民の皆さんや利用者で組織する団体が管理したほうが効率的と思われる五十一施設について、市議会での議決を受け、今まで委託していた団体など指



指定管理者制度に移行した「道の駅 京都新光悦村」(園部町)

定管理者の協定を行い、九月一日から指定管理者に施設の管理運営を移行しました。

市役所総務財政課  
(077-168-0001)

公の施設：住民の皆さんの福祉を増進し、利用することを目的に市が設置し、主にその市の住民が利用主体である施設のことです。

「指定管理者制度について」  
のお問い合わせ先